

事務連絡
平成25年4月24日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

はり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費
に係る疑義解釈資料の送付について

はり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費については、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日保医発第1001002号）等により実施しているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。



〈別添〉

適正化のための運用の見直し関係

【経済上の利益の提供の関係】

(問1) 「患者が施術者から健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供を受けて、当該施術者を選択し、施術を受けた場合は、」とあるが、「経済上の利益の提供」とは主にどのようなことを指すのか。

(答) 温泉旅行のプレゼント、商品券の配付等を指すものである。

【申請書の関係】

(問2) 申請書に申請者の郵便番号、電話番号の記載欄が設けられたが、郵便番号、電話番号の記載がない場合は、療養費の支給が行われないのか。

(答) 患者による郵便番号、電話番号の記入がない場合であっても、これらの記載が無いことのみを理由として、不支給という取扱いとはならないものである。

(問3) 申請書の基準様式に免許登録番号欄が設けられたが、施術者登録番号*を記載することでもかまわないのである。

(答) 施術者登録番号の記載で差し支えない。

※ 施術者登録番号は、療養費の適正な運用のため、公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会及び社会福祉法人日本盲人会連合が、当該法人の会員である施術者毎に、免許登録番号等を基に付与した番号であり、療養費支給申請書の審査に活用するため、保険者等に周知されている。